

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Energy

---

2026 年 5 月

### CCS 事業法の全面施行に向けた省令案について

弁護士 大槻 由昭

#### Contents

---

- I. はじめに
- II. 本文書の概要
- III. おわりに

#### I. はじめに

既報のとおり、2024 年 5 月に、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の地中貯留(Carbon dioxide Capture and Storage)に関する「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」(令和 6 年法律 38 号)(以下「CCS 事業法」という。)が成立および公布された。同法のうち、本日現在、探査および試掘関連規定以外の規定が未施行であり、これらの規定については、2026 年 5 月 23 日までに施行されることが予定されている<sup>1</sup>。

これに関して、本年 4 月 1 日付けで、「海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令案(概要)」と題する文書、並びに同月 8 日付けで、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の全部を改正する省令案」と題する文書(以下、これらを併せて「本文書」という。)が公表され、パブリックコメントに付されている<sup>2</sup>。本文書では、特に CCS 事業法に規定されている、CO<sub>2</sub> を貯蔵した後の監視業務(モニタリング)や、注入完了後の貯留場(CCS サイト)の閉鎖措置(いわゆるディコミッション)等の事項について、同法の規定において委任がなされている「主務省令(で定める事項)」等の内容を明らかにしている。

本稿では、上記二通の本文書の内容を概説する。

---

<sup>1</sup>この詳細については、以下をご参照されたい。

[CCS 事業法の施行に向けた政府内検討状況について 大槻由昭\(商事法務 CODE、2025 年 10 月 6 日\)](#)[CCS 事業法の施行に向けた政府内検討状況について\(その 2\) 大槻由昭\(商事法務 CODE、2025 年 12 月 19 日\)](#)

<sup>2</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595126072&Mode=0> および <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595126077&Mode=0>

## II. 本文書の概要

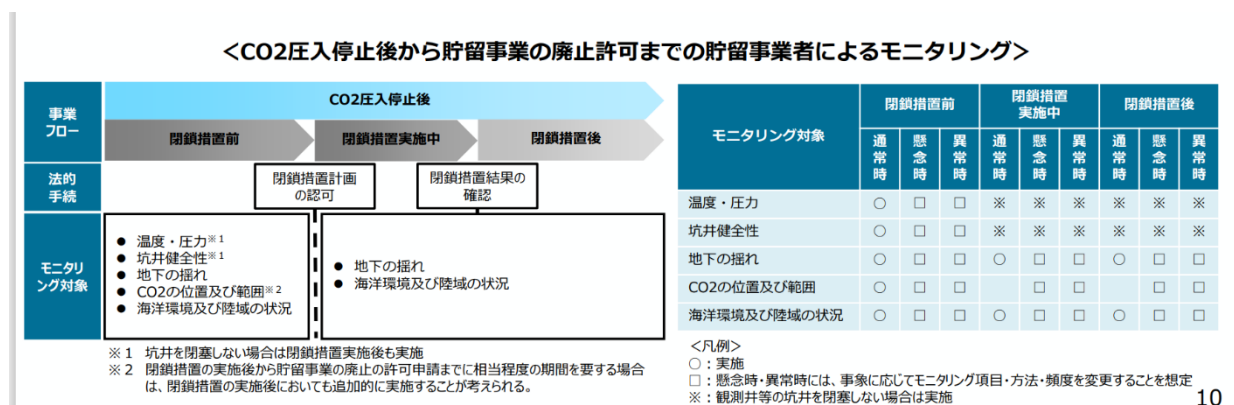
### (1) CO<sub>2</sub> の貯蔵状況の監視について

CCS 事業法の第 43 条第 1 項の規定によれば、貯留事業を開始した貯留事業者<sup>3</sup>は、「主務省令で定めるところにより」、貯留区域内の貯留層の温度、圧力その他の当該貯留層における CO<sub>2</sub> の貯蔵の状況を確認するために必要な事項として「主務省令で定めるもの」を監視(モニタリング)しなければならない。

本文書では、上記の「主務省令で定めるところ」および、「主務省令で定めるもの」の原案が、それぞれ示されている。すなわち、前段の「主務省令で定めるところ」とは、具体的には、①懸念時監視<sup>4</sup>、②異常時監視<sup>5</sup>、および③通常時監視<sup>6</sup>の 3 つの種類の監視(モニタリング)区分を言うものとされている。そして、本文書によれば、上記の後段でいう「主務省令で定めるもの」とは、以下の各事項をいうものとされている：

- ① 許可貯留区域内の貯留層およびその周辺の温度および圧力
- ② 貯蔵する CO<sub>2</sub> の成分、流量、注入量および濃度
- ③ 許可貯留区域内の坑井の健全性
- ④ 許可貯留区域内の貯留層およびその周辺の地層の振動
- ⑤ 許可貯留区域内の貯留層における CO<sub>2</sub> の位置および範囲
- ⑥ CO<sub>2</sub> の貯留層における安定的な貯蔵の観点からの許可貯留区域の直上の区域およびその周辺の環境の状況

上記のモニタリング業務の概要については、従前の経済産業省内「CCS 事業制度検討ワーキンググループ」の事務局資料の説明がわかりやすい(下図)：



出典：「貯留事業の制度検討について」<sup>7</sup>(2025 年 10 月)10 頁

### (2) CO<sub>2</sub> 注入後の貯留事業の実施に必要な費用のための資金確保の措置について

CCS 事業法の第 44 条第 1 項の規定によれば、貯留事業を開始した貯留事業者は、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への CO<sub>2</sub> の注入を終了したときから、当該貯留事業の廃止に係る経済産業大臣の許可(同法第 53 条第 5 項)を受けるまでの間における、貯留場の監視に要する費用等に充てるため、経済産業省令で定めるところによ

<sup>3</sup> 念のため付言するに、「試掘者」(貯留事業者ではない)は対象外である。

<sup>4</sup> 貯留区域内の貯留層において貯蔵された CO<sub>2</sub> の漏えいを発生させるおそれのある事象が発生した場合に、当該漏えいが発生しているかどうか、または発生するおそれが生じているかどうかを判断するために実施する監視のこと。

<sup>5</sup> 貯留区域内の貯留層において貯蔵された CO<sub>2</sub> の漏えいが発生し、または発生するおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する監視のこと。

<sup>6</sup> 「懸念時監視」または「異常時監視」以外の場合に実施する監視のこと。

<sup>7</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/carbon\\_management/ccs\\_business\\_system/pdf/002\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/carbon_management/ccs_business_system/pdf/002_02_00.pdf)

り、引当金の積立てその他の当該費用に充てるための資金を確保するための措置として、経済産業省令で定める措置を講じなければならないとされる。

この点に関して、今次の本件文書で、上記の経済産業省令の内容が明らかとなっている。すなわち、本件文書によれば、第 44 条第 1 項に基づく資金の確保については、「貯留開始貯留事業(当該貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を行っている期間に係るものに限る。)に係る毎事業年度において、当該事業年度に確保すべき資金の金額を算定し、当該金額に相当する資金を確保することにより行わなければならないものとする。ただし、経済産業大臣が当該貯留開始貯留事業の実施状況を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。」とされている。

また、同項後段の「資金を確保するための措置として経済産業省令で定めるもの」とは、本件文書によれば、引当金の積立てか、またはそれ以外の措置であって、経済産業大臣が適当と認めるものをいうとされている。

### (3) CO2 注入後の閉鎖措置について

CCS 事業法の第 53 条第 1 項の規定によれば、貯留事業を開始した貯留事業者が、その許可を受けた貯留区域における当該貯留事業を廃止しようとするときは、当該貯留事業場について、坑口の閉塞その他の「主務省令で定める措置」すなわち、閉鎖措置を講じなければならないとされている。

今次の本件文書で、この「主務省令で定める措置(閉鎖措置)」の内容が明らかとなっている。具体的には、以下のとおりである：

- ① 当該貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞
- ② 貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去または廃棄
- ③ 当該貯留区域内の坑井の健全性の評価
- ④ 貯蔵された CO2 の漏えいを防止するための措置

上記の閉鎖措置の内容について、前掲「CCS 事業制度検討ワーキンググループ」の事務局資料の説明内容を、以下に引用する：

#### <閉鎖措置の内容>

① 坑井 (坑口) の閉塞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧入井、観測井等の貯留事業に係る全ての坑井の閉塞</li> <li>※ 閉鎖措置計画の認可により主務大臣が認めた場合には、一部の坑井を閉塞しないことが可能。</li> </ul>
② 貯留事業に係る不要な工作物の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削用機械、圧送機、火薬類取扱所、配管、周辺設備等の撤去</li> <li>※ 閉鎖措置計画の認可により主務大臣が認めた場合には、一部の工作物を残すことが可能。</li> </ul>
③ 二酸化炭素の安定貯蔵を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 坑井健全性を評価し、坑井を経由したCO2の漏えいを防止する措置の実施</li> <li>※ 貯留区域内に他事業に係る既存坑井が存在する場合には、当該坑井の健全性の評価も実施</li> </ul>

※ 坑井を閉塞しない、又は一部の貯留事業に係る工作物を残す場合には、貯留事業の廃止の許可以降にJOGMECが行うモニタリング等の管理業務に要する費用として貯留事業者がJOGMECに納付する拠出金の額に、これらの維持・管理・撤去に要する費用を含めることが必要。

6

出典:同上 6 頁

### (4) 閉鎖措置の完了から、貯留事業の廃止までの所要期間について

上記の貯留場の閉鎖措置について、CCS 事業法の第 53 条第 5 項の規定によれば、閉鎖措置を講じた貯留事業者は、当該閉鎖措置に係る貯留場への CO2 の注入を最後に行った日から起算して当該貯場に貯蔵された CO2 の貯蔵の状況が安定するまでに必要と認められる期間として「主務省令で定める期間」を経過する日以後、当該閉鎖措置に係る貯留事業の廃止を申請し、その許可を受けなければならないとされる。これは、所定の閉鎖措置を経て、さらに貯留事業が(正式に)廃止された後の当該貯留場の管理業務が、JOGMECに移管されるという建前になっている(CCS 事業法の第 54

条第 1 項)こととの関係で、CO<sub>2</sub> の注入完了後から、CO<sub>2</sub> の貯蔵状況が安定するまで、一定の待機期間を設ける必要があるためである。

この点についても、本件文書で、「主務省令で定める期間」とは、「10 年を下らない期間」とされている。ただし、本件文書によれば、この所定の期間は、廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への CO<sub>2</sub> の注入を終了した場合において、当該 CO<sub>2</sub> の注入量が、その期間を経過していないにもかかわらず当該貯留層における CO<sub>2</sub> の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれる程度に少量なものとして主務大臣が認めるときは、この期間(10 年間)を短縮することができるものとされている。

上記の待機期間の問題についても、前掲「CCS 事業制度検討ワーキンググループ」の事務局資料が、諸外国の制度を紹介しており、参考となる(下図)：

	EU	英国	ノルウェー	米国 <sup>※2</sup> ノースダコタ州	米国 <sup>※2</sup> ワイオミング州	カナダ アルバータ州	豪州連邦
移管可能期間 <sup>※1</sup>	貯留停止後、原則20年間(封じ込めが確認できれば短縮可能)	貯留停止後、原則20年間(封じ込めが確認できれば短縮可能)	貯留停止後、原則20年間(封じ込めが確認できれば短縮可能)	貯留停止後、少なくとも10年間が経過	貯留停止後、少なくとも20年間が経過	閉鎖期間(少なくとも10年間 <sup>※3</sup> を想定)が経過	モニタリング業務の移管後に、少なくとも15年後に、事業者の民事上の責任を補償
<small>※1 2025年10月6日現在の資源エネルギー庁調べ。今後の追加的な調査等により、アップデート・修正等の可能性あり。            ※2 連邦レベルでは原則50年間(短縮可能)で、国への移管の仕組みはないが、期間が10年間に短縮された事例あり。            ※3 法令上明記はないが、2013年に公表された規制枠組検証に係る報告書において、閉鎖期間として、少なくとも10年間が提案されている。</small>							

出典:同上 8 頁

## (5) 特定貯留事業約款について

CCS 事業法の第 50 条第 1 項は、「特定貯留事業者(他の者の委託を受けて行う貯留事業であって、他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素に係るもの(以下「特定貯留事業」という。)を行う貯留事業者をいう。以下同じ。)は、特定貯留事業に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定貯留事業約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない」と定める。いわゆる、第三者利用(サードパーティアクセス)に係る規定である。

本件文書では、上記の特定貯留事業約款に関する「経済産業省令で定めるところ」の内容が明らかとなっている。すなわち、特定貯留事業約款において、以下の事項を定めることとされている：

- ① 適用範囲
- ② 料金の算定方法、算定の基礎となる項目および算定の基礎となる項目についての内容の説明
- ③ 貯留等工作物その他の設備に関する費用の負担に関する事項
- ④ ②および③に掲げるもののほか、CO<sub>2</sub> の貯蔵の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあっては、その内容
- ⑤ CO<sub>2</sub> の受入量の計測方法および料金その他の CO<sub>2</sub> の貯蔵の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法
- ⑥ 貯蔵ができる CO<sub>2</sub> の特性その他の CO<sub>2</sub> の貯蔵に係る受入条件に関する事項
- ⑦ 貯留等工作物その他の設備に関する特定貯留事業者および CO<sub>2</sub> の貯蔵の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項
- ⑧ CO<sub>2</sub> の貯蔵に係る受入れの制限または停止並びに解除に関する事項
- ⑨ 契約の申込みの方法並びに契約の更新および解除に関する事項
- ⑩ 前に掲げるもののほか、CO<sub>2</sub> の貯蔵に係る条件または特定貯留事業者および CO<sub>2</sub> の貯蔵の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容
- ⑪ 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- ⑫ 実施期日

### III. おわりに

上記のとおり、CCS 事業法の全面施行に向けた省令等の整備が粛々と進んでいる様子がかがわれる。引き続き、同法の全面施行に向けた動きに着目していきたい。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 大槻 由昭 ([yoshiaki.otsuki@amt-law.com](mailto:yoshiaki.otsuki@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。